

## 一般仕様書

### (適用)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場の排水処理施設について保守管理業務を行うものに適用する。

### (目的)

第2条 この保守管理業務は、排水処理施設の機能維持を図るために、当該機器の保守管理調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

### (法令等の遵守)

第3条 受託者は、業務にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、技術管理者、浄化槽管理士、第一種電気工事士、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、浄化槽法、河川法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

### (基本事項)

第4条 受託者は、契約書、一般仕様書及び特記仕様書に基づいて、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

2 特記仕様書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書及び特記仕様書に明示されていない事項であっても、保守管理業務の性格上、当然必要なものは実施する。

4 受託者は、業務完了後一年以内にこの業務委託に基づくものと判断される故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

5 受託者は、事故のないように十分留意することとし、万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

6 受託者は、保守管理業務を開始するに際し、市場利用者等が受託者名を外から見て容易に確認できるよう主となる場所に受託者名と受託者連絡先を掲示することとする。

7 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

### (用語)

第5条 保守とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。

2 管理とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を講ずることを含む。

3 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(本市係員)

第6条 係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに現場責任者を通知し、全体工程表を作成し、必要に応じ、経歴書、資格等の写し及び健康保険証（表面）の写しを従事者名簿とともに市係員に提出する。

2 受託者は作業終了後、管理報告書を提出し、必要に応じ点検記録簿、写真票、作業日報を提出する。ただし、保守管理内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、保守管理作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、保守管理作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 保守管理作業の作業時間は市場の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(保守管理用工具等)

第10条 溶存酸素濃度測定計、pH計、残留塩素計、透視度計、各種水質測定計測、測定用温度計、各種テスター、絶縁測定計、振動計、非接触型温度計、水中ポンプ、電工ドラム、作業用排風機、作業用電灯、発電機等その他業務に必要とする保守管理用工具類、及び消毒剤、清掃用具、洗浄油、各種ビス類、ボルト類、融着テープ、ビニルテープ、グリス、油脂類、ウエス、サンドペーパー、補修用塗料等その他作業に必要とする消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 表示ランプ、ヒューズ、Vベルト、ベアリング、軸受け、メカニカルシール、フィルター類、その他において軽微な交換用品は、原則として受託者が用意する。ただし、一部において委託者が支給する場合は支給されたものを使用する。

(保守管理作業用電力及び保守管理作業用水)

第12条 保守管理作業用電力及び保守管理作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、市係員、当施設従事者と工程等について事前に打合せをする。

(作業立会い)

第14条 受託者は、原則として係員又は当施設従事者の指示のもと保守管理作業を行う。

2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分の保守、改修を行うときには、和歌山市中央卸売市場自家用電気工作物保安規程を遵守し、当施設の電気主任技術者の監督及び指導のもと実施する。

## 特記仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、浄化槽法及び水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、中央卸売市場の排水処理施設について保守管理業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

### (業務場所の所在地及び名称)

第2条 履行場所及び履行期間は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(履行場所) 排水処理施設2基 (汚水処理施設及び水産系排水処理施設)

(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

### (業務の履行)

第3条 受託者は、排水処理施設の機能が十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）、浄化槽法、浄化槽の取扱い説明書記載保守管理仕様に基づき、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

### (施設の概要)

第4条 施設の概要は次のとおりとする。

#### 汚水処理施設

1. 汚水流入水 分流式
2. 浄化槽種別 合併式浄化槽
3. 処理方式 流量調整型・担体流動生物ろ過方式
4. 計画処理規模 1,000人槽
5. 計画処理量 200 m<sup>3</sup>/日

#### 水産系排水処理施設

1. 汚水流入水 分流式
2. 浄化槽種別 合併式浄化槽
3. 処理方式 流量調整型・担体流動生物ろ過方式
4. 計画処理量 120 m<sup>3</sup>/日

### (現場責任者)

第5条 監督・指導については法令による技術管理者の資格を有する現場責任者に行わせることとし、着手時に資格者証の写しを提出すること。

### (業務の内容)

第6条 受託者が行う業務の内容は次のとおりとする。

1. 通常保守管理
  - (1) 点検頻度
    - a. 通常点検は1週間に1回以上行うこととする。ただし、状況に応じて必要な頻度で行うこと。
    - b. 維持管理要領書にある保守点検項目等を参考に点検すること。
    - c. 毎回、保守点検終了後に保守管理報告書を提出すること。

- (2) 水質管理 a. 毎回、溶存酸素濃度を計測する。  
b. 毎回、pH及び透視度を計測する。  
c. 毎回、放流水残留塩素濃度を計測する。  
d. 每回、実測水量を計測する。
- (3) 水質分析検査 a. 毎週、放流水を採水し、公的機関(和歌山市衛生研究所を除く。)又はその他の環境計量事業所において、正規の分析検査を実施し、計量証明書を提出すること。  
b. 公的機関を除く環境計量事業所において分析検査を実施するときは、あらかじめ計量証明事業登録書及び計量士登録証の写しを提出することとする。  
c. 各週の分析検査項目は、次のとおりとする。  
ア. COD(化学的酸素要求量)  
イ. T-N(窒素含有量)  
ウ. T-P(リン含有量)

## 2. 定期保守管理

- (1) 点検時期 a. 定期点検は毎月1回行うこととする。  
b. 毎月、あらかじめ届け出た技術管理者が保守管理を行い、合併式浄化槽の全体工程及び全機器の総合的な点検と検査を実施する。  
c. 毎月、第1種電気工事士の有資格者が排水処理施設の電灯設備と各動力設備の絶縁測定を行い、絶縁抵抗劣化時には原因を特定し、改修すべき部品等の交換を実施すること。  
d. 毎月、定期点検終了後に総括報告書を提出すること。
- (2) 水質分析検査 a. 契約期間中に年1回、適当とする時期に放流槽の放流水を採水し、公的機関(和歌山市衛生研究所を除く。)又は、その他の環境計量事業所において、正規の分析検査を実施し計量証明書を提出すること。  
b. 計量証明書を発行する水質分析検査機関は、通常保守管理のときに分析する機関と同一とする。  
c. 定期保守管理の分析検査項目は、次のとおりとする。  
ア. BOD(生物化学的酸素要求量)  
イ. pH(水素イオン濃度)  
ウ. SS(浮遊物質)  
エ. Coli-Gr(大腸菌群数)  
オ. N-Hex(ノマルヘキサン抽出物質含有量、但し動植物油脂類)

## 3. 定期清掃と整備

- (1) 清掃と整備 a. 定期清掃と整備は、2週間に1回以上行うこととし、ただし、状況に応じて必要な頻度で行うこと。

清掃の実施時期については、あらかじめ汚水処理施設の汚泥引抜き清掃事業者と協議することとする。

- b. 監督・指導については技術管理者が行なうこと。
- c. 各設備について清掃し、汚泥引き抜き事業者が行う沈殿汚泥の吸い取り作業の協力をすること。
- d. 維持管理要領書にある清掃項目を参考に点検し、改修すべき部品等の交換を実施すること。

#### 4. 緊急故障対応

- (1) 故障又は異常発生時の呼出しに対応し、すべてにおいて受託者が調査し、軽微な修理・調整及び応急処置を24時間体制で行なうこととする。
- (2) 緊急故障対応に係る交換用部品は、軽微な改修交換用品を除いて発注者が支給するものとする。
- (3) 緊急故障対応については、24時間対応できる固定電話とする。また、緊急対応シフト表を提出すること。

#### 5. 見積り業務

- (1) 点検時において不良があるとき、又は経年劣化等により修繕を行なわなくてはならない状態となったときには、係員の指示により不良箇所の調査及び修繕実施の見積りを行なうこととする。

(点検数量)

第7条 排水処理施設の保守管理すべき施設は次のとおりとする。

#### 汚水処理施設

名 称	仕 様	メー カー名	数 量
合併処理浄化槽	処理層材質：FRP 製 処理様式：流用調整型・担体流動生物ろ過方式 処理汚水量：200 m <sup>3</sup> /日 処理対象人員：1,000人	大管工業(株)	1 式
制 御 盤	800W×350D×1700H (屋内自立型)	大管工業(株)	1 面
散気ブロワー	100A×8.19 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×5.5kw	(株)アンレット	2 台
攪拌ブロワー	50A×1.76 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×1.5kw	東浜工業(株)	1 台
原水ポンプ	50A×0.39 m <sup>3</sup> /分×3mH×1.5kw (着脱装置付)	(株)川本製作所	2 台
調整ポンプ	50A×0.16 m <sup>3</sup> /分×3mH×0.4kw (着脱装置付)	〃	2 台

放流ポンプ	50A×0.39 m <sup>3</sup> /分×6mH×1.5kw (着脱装置付)	〃	2台
フロートスイッチ	フロート式	〃	9個
微細目スクリーン	2.5m/m目巾×27 m <sup>3</sup> /H×25w	新明和工業(株)	1台
マンホール	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-20) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	カネソウ(株)	21組
踏板	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-20) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	大管工業(株)	9組
電動弁	80A (10Kフランジ式)	日本バブル コントロールズ(株)	2台
電磁流量計	65A (クランプ式)	(株)キーエンス	1台

#### 水産系排水処理施設

名 称	仕 様	メー カー名	数 量
水産系排水処理槽	処理層材質: FRP 製 処理様式: 流用調整型・担体流動生物ろ過方式 処理水量: 120 m <sup>3</sup> /日	大管工業(株)	1式
	処理層材質: FRP 製 処理様式: 流用調整型・担体流動生物ろ過方式 処理水量: 70 m <sup>3</sup> /日	〃	1式
制御盤	800W×350D×1700H (屋内自立型)	〃	1面
	800W×300D×1700H (屋内自立型)	〃	1面
散気ブロワー	100A×4.47 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×3.7kw	(株)アンレット	2台
	80A×3.03 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×2.2kw	〃	2台
攪拌ブロワー	65A×2.67 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×2.2kw	〃	1台
	32A×0.65 m <sup>3</sup> /分×20 kPa×0.75kw	東浜工業(株)	1台
原水ポンプ	50A×0.4 m <sup>3</sup> /分×3mH×1.5kw (着脱装置付)	(株)川本製作所	2台
調整ポンプ	50A×0.15 m <sup>3</sup> /分×3mH×0.4kw (着脱装置付)	〃	2台
	40A×0.08 m <sup>3</sup> /分×3mH×0.25kw (着脱装置付)	〃	2台

放流ポンプ	50A×0.28 m <sup>3</sup> /分×6mH×0.75kw (着脱装置付)	〃	2台
	50A×0.18 m <sup>3</sup> /分×6mH×0.4kw (着脱装置付)	〃	2台
フロートスイッチ	フロート式	〃	9個
	フロート式	〃	6個
微細目スクリーン	2.5m/m巾×27 m <sup>3</sup> /H×25w	新明和工業(株)	1台
マンホール	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-20) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	カネソウ(株)	21組
	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-25) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	(株)中部コホーレーション	9組
踏板	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-20) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	大管工業(株)	6組
	鋳鉄製防臭型 ボルトロック式 (T-25) (溶融亜鉛メッキ仕上げ)	〃	4組
電動弁	50A (ネジ込み式)	日本バブルコントロールズ(株)	2台
	40A (ネジ込み式)	〃	2台
電磁流量計	65A (クランプ式)	(株)キーエンス	1台
	65A (クランプ式)	〃	1台
活性炭脱臭装置	活性炭吸着塔 : FRP製 处理風量 20 m <sup>3</sup> /min 脱臭ファン : 耐食性 10 m <sup>3</sup> /min×2500Pa×2.2kw ミストセパレーター : PVC製 20 m <sup>3</sup> /min ダンパー : PVC製 150A	協和加工(株)	1式

(その他)

第8条 市場内は常時稼動中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

1. 現場責任者は、市場業務に支障を来たさないよう日程及び時間等を調整して作業工程を作成し、業務を履行しなければならない。
2. 現場責任者は、定期清掃、整備、修繕等を実施するに当たり、現場毎に作業の状況がわかるよう各工程別に写真に記録し、A4サイズに整理すること。
3. 現場責任者は、作業の着手前に作業範囲、立入禁止区域等を定め、安全な業務履行を徹底し、汚水による酸素欠乏・硫化水素等の有害ガス発生による人身事故を未然に防止するため、当該作業には酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者が事故防止に努めること。
4. 現場責任者は、作業前に安全上必要な措置を実施し、必要があれば関連箇所に危険防止の表示をすること。
5. 本保守点検業務は、すべて本市の確認に合格すること。

(良識判断)

第9条 本仕様書に明記されていない事項、もしくは係員から指示されない事項であっても、排水処理施設保守管理業務上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならぬ。

(業務従事者の変更)

第10条 業務従事者が、この仕様書に則り誠意ある業務の履行が行われていないことが、係員において認められた場合には、現場責任者に対し業務従事者を変更させることができる。

(移行)

第11条 両者合意のもと締結した本契約を開始するとき、もしくは終了するときにおいて、保守管理業務の受託者の移行については十分な期間を設け、十分な人員で、保守管理業務内容のすべてを詳細にわたって、完璧に引継ぎを行なうこととする。

第12条 本業務の終了時において、持込み又は移行した事務機、電化製品、備品等は、撤去又は次の受託者に移行することとし、引き受けを希望しないときは必ず責任を持って撤去すること。

(疑義)

第13条 この仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(開市日、休市日)

第14条 中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認すること。

和歌山市公式ホームページわかやま CITY 情報 (<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)  
トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場  
> 和歌山市中央卸売市場の基本情報>(休開場日カレンダー) 令和8年

#### 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場排水処理施設保守管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、1月当たりの支払金額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行について必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の一時中止期間が 6 か月を超えたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 13 条第 4 項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 17 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。